

広島市立安佐市民病院  
病理検査支援システム  
技術仕様書

地方独立行政法人 広島市立病院機構  
(広島市立安佐市民病院)

## 1. 調達物品の背景及び目的

### I 病理検査・細胞検査支援システム更新の目的

- 1) 病理・細胞検査業務のより確実かつ安全な遂行。
- 2) すべての検査履歴の新システムへの移行と有効活用。
- 3) 検査の進行状況管理と基幹システム連携・情報公開など検査業務の支援。
- 4) 検査情報の総合管理と症例検討・教育への情報利活用。
- 5) イン트라ネットを利用した検査情報の提供。
- 6) データ保存の安全性確保、セキュリティを担保する仕組み構築。
- 7) 統合画像管理システムとの新規連携（放射線科との連携）。
- 8) レポート未読既読確認機能の充実。

### II 病理診断科における現状と課題

#### 1) 現状

病理検査業務支援システムは、病理検査オーダーの受付から切り出し、包埋（ブロック作成）、薄切、特殊染色や免疫染色、病理学的診断、画像の記録・管理、検査履歴管理、外注の遺伝子・特殊検査、詳細な検索、がん登録、医事システムへの会計送信等を行う業務システムである。

現行ではサーバー2台、端末19台、複数の関連機器で構成されており、一部の端末には病理検査業務支援システム・プログラムと電子カルテシステム・プログラムを共存させている。

このシステムの特徴は病理診断業務を高い機能でサポートすること、病理診断データを電子カルテで生かすための様々な工夫（病理検査レポート作成、病理検査履歴検索、院内がん登録への情報提供など）を盛り込んでいること、医療事故（検体の取り間違い等）を起こさないよう考えた構成であることである。

このため、2015年に病理支援システムベンダーと電子カルテベンダー、病院担当者で綿密に話し合いを行い電子カルテの導入と同時に病理検査業務支援システムを導入した経緯がある。

#### 2) 課題

2015年の導入時より7年の業務継続の中で、システム自体の改良すべき案件が多数でてきた。

また、サーバーや端末、連携機器は老朽化が激しく、修理不可能な機器も出てきており業務に支障をきたしてきた（特にシステム端末およびプリンタの故障頻度が高い）。またソフト面にもレスポンスの低下や著しい速度低下など問題が発生している。

##### (1) ハード面

サーバー機・端末機、周辺機器などではメーカー修理対応期間を過ぎていること、保守部品の欠品も多く修理できないケースが発生し運用上支障が生じている。

関連機器（病理標本ラベル印字機、マクロカメラ、マイクロカメラ、イメージスキャナ、ペンタプレット、プリンタ等）

##### (2) ソフト面

端末機のOSがWindows7であり、メーカーのサポートが切れている。

現行端末のままでは新電子カルテシステムが稼働しない。

現行周辺機器では、システム更新による制御用ドライバーにハードが対応できないことにより動作しないものがある。

### III 電子カルテと同時に病理検査支援システムを更新する必要性

- 1) 電子カルテ導入当初と同様に病理検査業務支援システムとの連携設定、カスタマイズ等が多項目に渡り発生するため、これを解決するには電子カルテの更新時にあわせて病理検査業務支援システムも更新する必要がある。
- 2) 病理検査業務支援システムの電子カルテ機能（ライセンス及び端末機器）は病理検査業務支援システムの予算に含まれるため、電子カルテが更新されても病理検査業務支援システムが更新されないと病理検査業務を継続することができない。

### IV 新病理検査業務支援システムの概要

現行システムの基本機能はそのまま継続し、業務効率アップ、安全管理機能を充実させたシステムである。また、放射線科の統合画像管理システムとの新規連携を行うことにより臨床側へ、よりわかりやすく1度に関覧することのできるシステムとなる。

- 1) 放射線科との画像システムとの連携を図る。
- 2) 検体到着確認における、検体バーコードの読み取りによる検体内容チェックの充実を図る。
- 3) 検体処理における切り出し時のマクロ画像取り込みの充実化を図り、切り出し業務の煩雑化を改善。検査作業工程の検体取り違い防止を充実し、バーコードを活用した検体照合をシステム化することによりリスク管理を完璧にする。
- 4) 診断入力には、検査オーダー登録の受付情報と診断文を自動チェックすることで診断登録の間違い防止を行う。
- 5) 病理レポートの参照チェック（誰が、いつ参照したか）をすることにより、最終診断業務である病理レポートの確認漏れを図る。
- 6) 画像編集の機能が著しく向上する事により、病理医の業務負担の軽減を図る。
- 7) その他、技術仕様書に記載する。

## 2. 調達物品名及び構成内容

病理検査支援システム

一式

構成内訳

- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1. 病理システムデータベースサーバー               | 一式 |
| 2. Web検査情報照会サーバー                  | 一式 |
| 3. クライアント                         | 一式 |
| 3. カセットプリンタ、ラベルプリンタ、ガラスプリンタ       | 一式 |
| 4. その他（顕微鏡カメラ、スキャナ、プリンタ、ペンタプレット等） | 一式 |
| 5. パソコン及びプリンタラック                  | 一式 |

上記の他、既設機器撤去・廃棄・搬入・据付・配管・配線・調整等を含む。

### 3. 技術的要求要件

- 1) 本調達物件に係る性能、機能および技術等（以下、「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- 2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- 3) 必須の要求要件は、本院の必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- 4) 入札機器の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、地方独立行政法人広島市立病院機構入札契約審査会において、入札機器に係わる技術仕様書その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- 5) 入札機器の構成においては、全て新品であること。引き上げ品等を使用している場合は入札決定の対象から除外する。

### 4. その他

- 1) 仕様に関する留意事項
  - (1) 入札機器のうち医療用具に関しては、入札時点で薬事法に定められている製造の承認を得ている物品であること。
  - (2) 医療用具以外に関しては、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時に製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料および確約書等を提出すること。
- 2) 提案に関する注意事項
  - (1) 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的に、かつ分かりやすく記載すること。従って、本仕様書の技術的要件に対して、単に「はい、できます。」「はい、提案します。」といった回答の提案書のため、評価が不可能である場合は提案書とみなさず不合格とする。
  - (2) 提出資料等に関する照会先を明記すること。
  - (3) 提出された内容について、ヒアリングを行う場合がある。